

「一歩踏み込む」食品ロス削減推進事業業務委託仕様書（案）

1 目的

多様な主体（消費者、事業者等）の連携（協働）が進むよう実効性のある働きかけを行うことにより、食品ロス問題における当事者意識の向上、食品ロス削減に対する取組の認知度向上、多様な主体の協働の取組が重要であることの認知度向上、及び食品ロス削減の取組を実践する消費者や事業者の増加を目的とする。

2 業務実施形態

受託者は、業務委託を実施するに当たっては、委託者と共同で企画し、その助言を得て実施するものとする。

3 委託業務内容

委託業務の内容は、次に掲げるものとする。

シンポジウム等の開催においては、県と食品ロス削減に関する連携協定を締結している事業者の活用を想定すること。

(1) シンポジウム等の開催

① 消費者向け

食品ロス問題を認知してもらうとともに、食品ロス削減のための消費者や事業者の様々な取組を知ってもらうことで、家庭での主体的な取組を増加させることを目的として実施する。

ア 参加対象

一般県民（20歳代～40歳代をメインとして想定）

イ 実施内容

（ア）基調講演

- ・参加人数 40人以上

（イ）体験型ワークショップやイベント

- ・3種類以上実施すること。
- ・子どもと一緒に参加できるものを半数以上含めること。
- ・基調講演と同会場内かつ、同時平行で実施可能なもの。ただし、調理実習室を使用する場合は、この限りではない。

（ウ）その他

- ・食品ロス削減における当事者意識の向上等に資する、効果的で集客が期待される提案があれば、含めること。

② 事業者向け

事業者における食品ロスの意義を認知してもらうとともに、食品ロス削減に向けた事業者の様々な取組を紹介し、県内事業者の取組を増加させることを目的として実施する。

なお、県内事業者の食品ロス削減の具体的な取組につながるよう、事業者が、基調講演登壇者や事業発表者などに、食品ロス削減の取組実践に向けた相談ができるよう工夫をすること。（相談スペースの確保や相談シートの配布等）

ア 参加対象

県内事業者（食品関連（生産，製造，小売含む。））

イ 実施内容

（ア）基調講演

（イ）事業発表（食品ロス削減に取り組む事業者による発表）

（ウ）その他

- ・食品ロス削減における当事者意識の向上等に資する，効果的で集客が期待される提案があれば，含めること。

ウ 参加人数

70人程度

③ 日程及び会場

上記3(1)①及び②の性質に合わせて、効果的と思われる日程及び会場で開催すること。

なお、日程については令和6年1月に設定すること。

（参考）県が確保している会場（当該会場を使用する場合の使用料は県が負担。）

令和6年1月19日(金)

かごしま県民交流センター（ギャラリー第1・第2，大研修室2，講師控え室2）

令和6年1月20日(土)

かごしま県民交流センター（ギャラリー第1・第2，大研修室1・2，講師控え室1，調理実習室，幼児室（託児スペース））

※ギャラリー第1・第2は音響設備なし。

その他，収容人数，仕様，設備等は施設ホームページを確認すること。

・必ずしも両日開催する必要はなく，全ての施設を使用する必要はない。

（例）・令和6年1月19日(金)事業者向け，令和6年1月20日(土)消費者向け
・令和6年1月20日(土)消費者向け，事業者向け 等

- ④ 参加者の把握
当日の参加者を把握すること。

(2) 周知広報の実施

- ① ポスター・チラシの作成
 - ア シンポジウム等の開催周知を目的とする。
 - イ 作成した PDF データ及び印刷物を県に納品すること。
 - ウ 印刷仕様及び印刷部数は、委託者と契約締結後に協議すること。
- ② Instagram を活用した情報発信
 - ア シンポジウム等の開催及び開催結果の周知を目的とする。
 - イ 食品ロス削減のアカウントを委託者の代理で作成し、運用すること。
 - ウ アカウント運用方針を委託者と協議の上決定し、アカウントを委託者と共有すること。
 - エ 投稿前に投稿内容について委託者の承認を得ること。
 - オ 投稿回数は委託者と協議の上決定すること。
 - カ 事業終了後は、委託者へアカウントを移譲すること。
- ③ 自由提案
その他効果的な周知広報について提案があれば、含めること。

(3) シンポジウム等に関するアンケート調査の実施及び分析

食品ロス問題の認知状況、シンポジウム等に関する感想等を調査し、県内における食品ロス問題における当事者意識の向上、食品ロス削減に対する取組及び多様な主体の協働の取組が重要であることの認知度の向上、食品ロス削減の主体的な取組を実践する消費者や事業者の増加につながるものとする。

なお、アンケート調査項目に「食品ロス削減の取組を実践しようと思う」を必ず入れること。

また、アンケート調査実施後は、回答の集計・分析を行うこと。

4 事業効果の分析

業務終了後は、3の(1)、(2)、(3)についての実績及び成果等を内容とする委託業務実施報告書を任意の様式で紙媒体及び電子媒体で提出すること。

5 履行期限

令和6年3月15日（金）

6 著作権

- (1) 受託者は、本業務で制作された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用、又は委託者が食品ロス削減推進に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7 留意点

- (1) 3(1)及び(2)の内容は第三者の著作権及び肖像権を侵害しないものであること。
- (2) 進捗状況等については適宜協議を行うこと。
- (3) 本仕様書で定めた事項に関して懐疑が生じたとき、又は定めのない事項で事務に必要な事項は、委託者・受託者が協議して定めるものとする。